

別添

アスベスト除去等整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、アスベスト等が損傷、劣化等により、ばく露の恐れのある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

アスベスト等のばく露のおそれがある場所を有する病院の開設者
(但し、普通地方公共団体、特別地方公共団体、地方独立行政法人、特定地方独立行政法人を除く。)

3 事業内容

アスベスト等のばく露のおそれがある場所について、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を行うものとする。なお、除去工事等の実施及び除去工事等により発生したアスベスト等を含有する廃棄物の処理については関係法令等を遵守することとする。